

会 員 各 位

社団法人栃木県トラック協会

会 長 関 谷 忠 泉

(公印省略)

物流に係る物流相談窓口開設のご案内について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、輸送秩序確立対策事業の一環として、弁護士による物流相談窓口を開設致します。

この物流相談窓口は、物流に係わる法律的な疑問や問題等の解決の一助とするもので、相談申込みをされる方の利便性や秘密の厳守にも配慮致しておりますので、ご活用されますよう下記のとおりご案内致します。

記

1 目的

貨物自動車運送事業における経営環境が高度化複雑化している中で、会員事業者が抱える法律問題に関し、解決の糸口を見出し、健全且つ適正な経営の維持に役立てて戴き、輸送秩序の確立を推進することを目的とします。

2 相談内容

- (1) 輸送契約に関するもの
- (2) 会社の破産・再生申立に関するもの
- (3) 金銭トラブルに関するもの
- (4) 交通事故等の損害賠償に関するもの
- (5) 各登記行為に関するもの

(6) その他法律行為に関するもの

3 相談申込み要領

- (1) 相談の申込みは、電話（匿名可）によりトラック協会に申し込み下さい。
- (2) 相談申込みされた方へ物流相談申込書をFAX致します。
- (3) 相談概要を記入した物流相談申込書を、相談申込みをされる方が直接、相談を担当する弁護士へFAX送信します。
- (4) 相談内容については、弁護士と相談申込者だけが知る内容ですので、秘密が厳守されます。
- (5) 栃木県トラック協会の物流相談窓口担当者が、相談を申し込まれた方に対して、初回相談の日時、場所を電話等でご連絡致します。
- (6) 物流相談窓口担当者は、法律的な知識を有しませんので、相談内容に関する質疑には、応じることができません。

4 物流相談の受付期間・受付先

(1) 受付期間

平成22年5月1日から平成23年2月28日

土日祝祭日を除く平日、午前9時から午後5時までの間

(2) 受付先（電話のみ）

社団法人栃木県トラック協会 TEL 028 - 658 - 2515

5 相談対象

栃木県トラック協会会員を対象とし、本年度は1事業所1事案とする。

但し会費等未納の場合はその限りではない。

6 相談料金

相談に係わる初回の相談料金は、原則無料と致します。その後の弁護士との対応は自己負担となります。

7 お問い合わせ（物流相談窓口担当者）

社団法人栃木県トラック協会適正化事業部（担当：安藤）